

E i w a N e w s

郵政民営化と税務に関する変更点

平成 19 年 10 月
(No. 027)

ようやく秋の気配が漂い始め、今年も 3 ヶ月を残すところとなりました。

さて、去る 9 月 30 日に金融商品取引法、改正信託法が、10 月 1 日には郵政民営化法、改正雇用対策法が、それぞれ施行されました。

その中でも、特に郵政民営化法は、皆様にも影響が大きいと思われますので、今回は郵政民営化に伴う税務に関する変更点を説明させていただきます。

1) 印紙税

民営化後に法人又は個人事業者がゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で 3 万円以上の金銭の支払を受け、受領証等を作成した場合などには、200 円の収入印紙を貼付することとなります。

郵便局の通知によりますと、収入印紙代は利用者負担となり、貼付する書類は、貯金払戻証書、普通為替証書、振替払出証書、国際郵便為替証書などとなっています。

2) 所得税

郵便貯金に係るマル優（障害者等の郵便貯金利子の非課税制度）については、施行日前に預け入れをしていたものについては、その払い出しの時まで引き続き適用を受けることができます。

なお、施行日以後に預け入れた場合にも、マル優の適用はありますが、非課税限度額は、郵便貯金銀行と民間金融機関と併せて 350 万円までとなります。

3) その他

郵政民営化に伴う郵便法の改正により、平成 19 年 10 月 1 日以降は、従来の小包郵便物は郵便法の定める郵便物ではなくなりましたので、税務署に提出する申告書や申請書・届出書（これらは信書に該当します）は、通常郵便物以外（ゆうパック、EXPACK500、ゆうメール、ポスパケットなど）では、送付することができなくなりました。

郵政民営化前におきましては、郵便にて税務署に提出する書類等については、郵便局の通信日付印により表示された日を提出日とみなすこととされていましたが、10 月 1 日以降、万一、通常郵便物以外によりこれらの書類等が送付された場合には、税務署に到達した日が提出日とされますので、どうぞご注意ください。

（通常郵便物による送付の場合には従来どおりの取扱いとなります。）

以上、郵政民営化法の施行に伴う税務に関する変更点をご説明いたしましたが、ご不明なこと等がございましたら、弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、お願ひいたします。